

老後資金2000万円問題から公的年金に関心が高まっています。

先日も5年ごとの『将来の公的年金の財政見通し(財政検証)報告されました。

このような時期ですから改めて公的年金の「基本の基」をしっかりとっておきましょう。

ということで、2019年7月号は生きている期間に受給できる老齢基礎年金と遺族が受給できる遺族基礎年金。8月号は生きている期間に受給できる老齢厚生年金と遺族が受給できる遺族厚生年金、9月号は障害基礎年金、そして、最後に障害状態になった場合の「障害厚生年金」について特集します。

障害厚生年金とは？



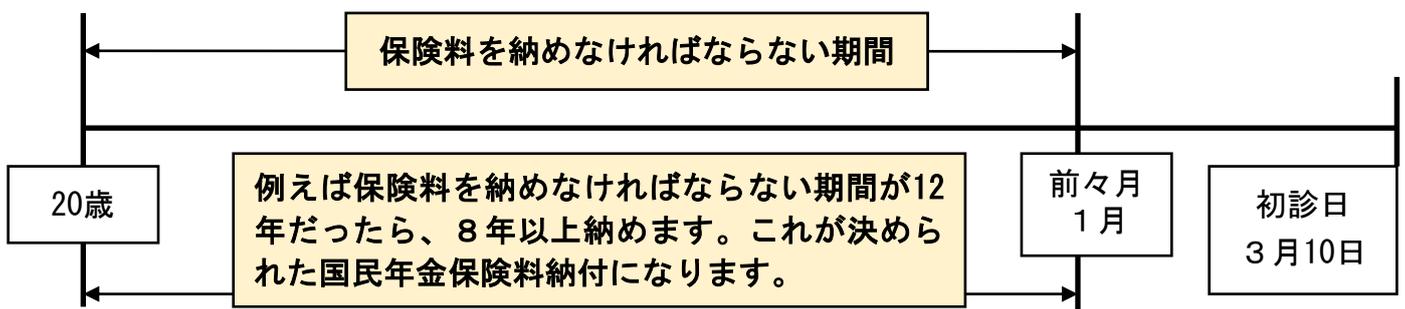
障害厚生年金とは？



厚生年金に加入している間に、障害状態が1級～3級の障害状態になった場合に受給できる年金です。

障害状態とは、病気・ケガになった状態が固定化したことを指します。つまり、病気・ケガになったが、その病気、ケガが直らない状態になったことです。

尚、障害厚生年金を受給するには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。保険料納付要件を満たすには障害状態になる症状の初診日の属する月の前々月までの国民年金の保険料を納めなければならない期間で国民年金保険料納付済期間と保険料免除期間の合計期間が2/3以上あることです。



障害厚生年金の受給種類は？



障害厚生年金に障害状態によって受給種類があると聞きました。どんな種類があるのですか？



- ・ 1級の障害状態になった場合の障害厚生年金
 - ・ 2級の障害状態になった場合の障害厚生年金
 - ・ 3級の障害状態になった場合の障害厚生年金
 - ・ 3級の障害状態よりやや軽い場合の障害手当金
- 以上の4種類があります。



障害厚生年金の受給形態はどんな種類になるのですか？



障害基礎年金と障害厚生年金の障害状態による受給形態は下記の図のようになります。

1級障害	2級障害	3級障害
障害厚生年金	障害厚生年金	障害厚生年金
配偶者の加給年金額	配偶者の加給年金額	or
障害基礎年金	障害基礎年金	障害手当金
子の加算額	子の加算額	

配偶者の加給年金額は224,500円。子の加算額は1人目・2人目の子は各224,500円、3人目以降の子は各74,800円。

障害厚生年金受給額は？



1級の障害厚生年金はどのくらいの金額を受給できるのでしょうか？



1級障害の場合の年金額は以下の通りです。

報酬比例部分の年金額 × 1.25倍

これは厚生年金加入期間中の給与によって決まります。

その他に、奥さんの扶養手当として配偶者の加給年金。

障害基礎年金から障害基礎年金と子供さんの扶養手当として子の加算額を受給できます。

例えば、奥さんと18歳未満の子供が2人いると

- ・ 給与の金額によって決まる報酬比例部分年金額 × 1.25倍
- ・ 配偶者加給年金額 224,500円
- ・ 子の加算額 (1・2人目224,500円、3人目74,800円) を含めた障害基礎年金額は
975,125円 + 子の加算 (224,500円 × 2人) = 1,424,125円
- ・ 合計金額は
報酬比例部分年金額 × 1.25 + 224,500円 (配偶者の加給年金) + 1,424,125円。

報酬比例部分の年金額 × 1.25

配偶者の加給年金額 (224,500円)

障害基礎年金 (975,125円)

子の加算額：子供2人まで224,500円 3人目から1人につき74,800円



2級の障害厚生年金はどのくらいの金額を受給できるのでしょうか？



2級障害の場合の年金額は以下の通りです。

報酬比例部分の年金額(厚生年金加入期間中の給与によって決まります)。

その他に、奥さんの扶養手当として配偶者の加給年金。障害基礎年金から障害基礎年金と子供さんの扶養手当として子の加算額を受給できます。

例えば、奥さんと18歳未満の子供が2人いると

- ・ 給与の金額で決まる報酬比例部分年金額+配偶者加給年金額224,500円。
- ・ 子の加算額(1・2人目224,500円、3人目74,800円)を含めた障害基礎年金額は780,100円+子の加算(224,500円×2人)=1,229,100円
- ・ 合計金額は報酬比例部分年金額+224,500円(配偶者の加給年金)+1,229,100円。

報酬比例部分の年金額
配偶者の加給年金額(224,500円)
障害基礎年金(780,100円)
子の加算額 子供2人まで224,500円 3人目から1人につき74,800円



3級の障害年金と障害手当金の受給額は？



3級の障害厚生年金は報酬比例部分の年金額のみです。但し、その金額が585,100円に満たない場合は585,100円になります。障害手当金は報酬比例部分の年金額×2倍です。但し、その金額が1,170,200円に満たない場合は1,170,200円になります。障害手当金は一時金です。年金ではありません。

●上記全ての障害年金額は2019年度年金額です。